

特定事業所は届出を

騒音規正法・振動規正法・悪臭防止法に基づき、規制基準が変わりました

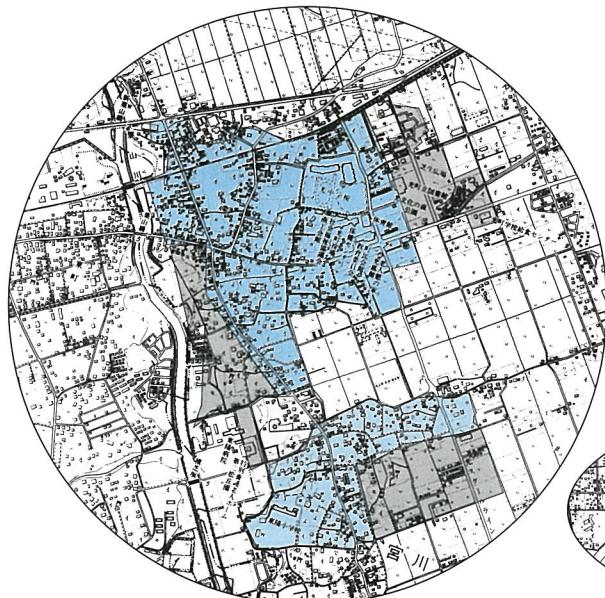
皆さんのが健康で文化的な生活を送れるように、光町公害防止条例に基づき、町内全域で同一の規制基準を設けていますが、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法では、地域を指定してその地域の使用目的に応じて規制基準が設定されます。

光町の都市計画法では、用途地域を篠本・宮川・木戸・尾垂地区に設定しています。騒音規正法・振動規正法・悪臭防止法によりこれらの地域の規制基準が次のように変わりましたので、特定事業所等をお持ちの方は、届出をしてください。なお、その他の地域の事業所も光町公害防止条例に基づく届出が必要です。

※適用除外地域や規制基準のない地域でも、他人が著しく不快に感じる騒音、振動や悪臭は出さないように気をつけてください。

都市計画法の地域区分	騒音規制法			振動規制法			悪臭 防止法			
	区分	規制基準	区分	規制基準						
第1種高層住居専用地域	第1種区域	昼間	50dB以下	第1種区域	昼間 夜間	60dB以下 55dB以下	規制地域			
		朝夕	45dB以下							
		夜間	40dB以下							
第1種住居専用地域	第2種区域	昼間	55dB以下	第2種区域	昼間 夜間	65dB以下 60dB以下	規制地域			
		朝夕	50dB以下							
		夜間	45dB以下							
		昼間	65dB以下							
準工業地域	第3種区域	朝夕	60dB以下				規制地域			
		夜間	50dB以下							
		第2種区域								
	第1特別地域	昼間	65dB以下							
工業専用地域	第4種区域	朝夕	60dB以下	適用除外			規制地域			
		夜間	55dB以下	適用除外						
		昼間	60dB以下	適用除外						
用途指定のない区域		朝夕	55dB以下	規制基準無			規制地域			
		夜間	50dB以下	規制基準無						

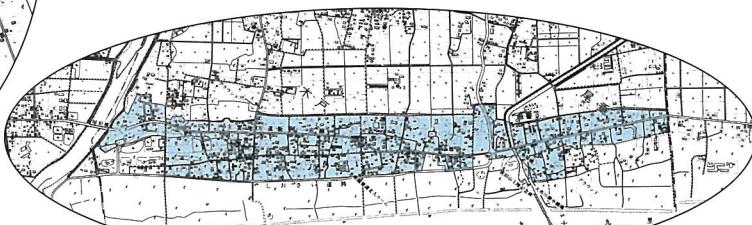
第1特別地域とは、第1種中高層住居専門地域や第1種住居専用地域の周囲50m以内の地域をいう。



宮川地区



篠本根切地区



木戸尾垂地区